

政令第 号

騒音規制法施行令及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十五条及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「法に」を「前項に規定する事務並びに法に」に、「うち、」を「うち」に、「、法第十八条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務、法第十九条の規定による公表に関する事務並びに」を「及び」に、「この条」を「この項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第十八条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第十九条の規定による公表に関する事務は、一関市、日立市、土浦市、ひたちなか市、桐生市、伊勢崎市、太田市、松戸市、君津市、上田市、多治見市、

高槻市、明石市、西宮市及び加古川市の長（以下この項において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「所沢市」の下に「、越谷市」を加える。

附 則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。